

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成24年3月29日

【事業年度】 第14期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

【英訳名】 D.Western Therapeutics Institute, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日高 有 一

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 上 窪 彩 子

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 上 窪 彩 子

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高	(千円)	30,000	37,500			20,000
経常損失	(千円)	299,062	356,145	391,289	407,881	353,688
当期純損失	(千円)	299,641	358,283	392,883	418,396	354,665
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	478,950	603,950	1,279,307	1,279,352	1,291,829
発行済株式総数	(株)	117,980	12,110,500	17,273,900	17,318,900	17,498,900
純資産額	(千円)	535,933	427,650	1,385,482	967,176	639,239
総資産額	(千円)	551,294	446,737	1,412,182	990,886	665,502
1株当たり純資産額	(円)	4,542.58	35.31	80.21	55.85	36.43
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり 当期純損失金額	(円)	2,596.86	29.76	29.19	24.18	20.46
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	97.2	95.7	98.1	97.6	95.8
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	301,734	334,360	316,998	406,442	343,707
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	29,858	23,360	698,642	3,596	398,496
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	210,400	247,222	1,306,384	90	22,795
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	492,594	381,970	672,719	262,712	340,276
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	16 〔 〕	21 〔 〕	19 〔 〕	21 〔 〕	18 〔 〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 当社は平成20年7月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 6 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 7 株価収益率については、第11期までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また第12期から第14期までの株価収益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【沿革】

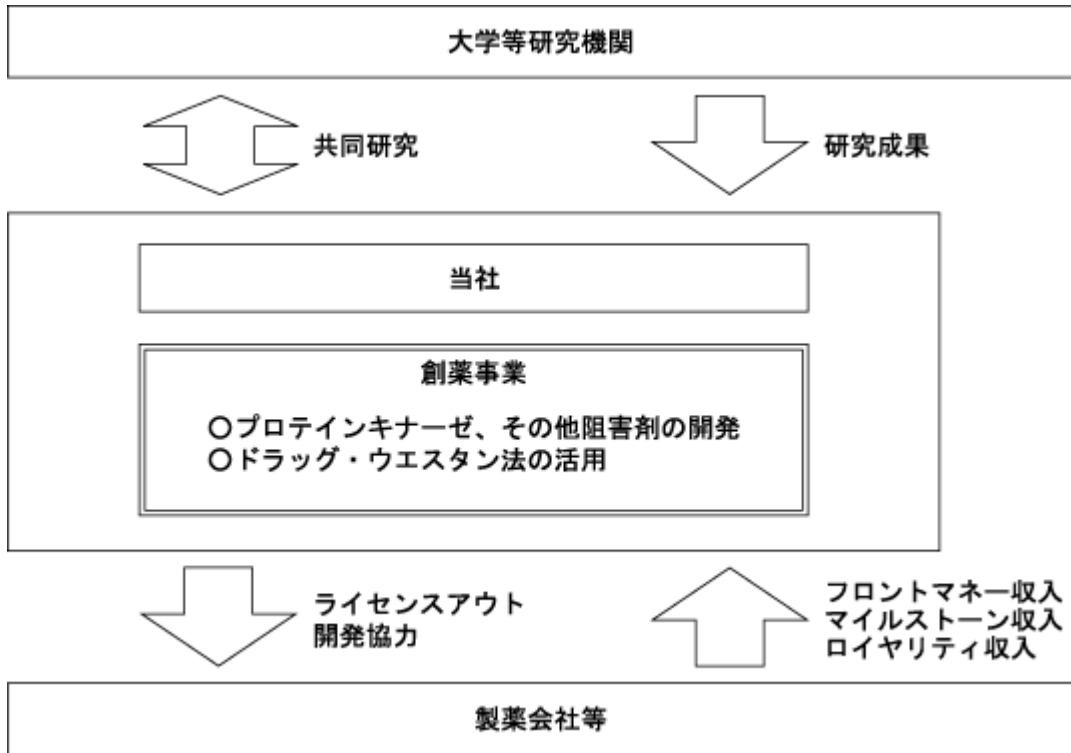
年月	概要
平成11年2月	医薬品研究開発を目的とした、有限会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所を愛知県名古屋市昭和区に設立(資本金5,000千円)
平成13年3月	日本新薬株式会社と全世界における抗癌剤(HMN-214)の開発・製造・使用及び販売の独占的実施権を許諾する合意書を締結
平成14年9月	興和株式会社と抗血小板剤(*) (K-134)開発及び実施契約、緑内障治療剤(*) (K-115)開発及び実施契約を締結
平成16年7月	抗血小板剤(K-134)の欧州第 相臨床試験開始
平成16年10月	抗癌剤(HMN-214)の米国第 相臨床試験終了
平成16年11月	有限会社より株式会社へ組織変更(資本金10,000千円)
平成17年4月	抗血小板剤(K-134)の欧州第 相臨床試験終了
平成17年12月	愛知県名古屋市中区に本社移転
平成18年4月	抗血小板剤(K-134)の国内第 相臨床試験開始
平成18年7月	緑内障治療剤(K-115)の国内第 相臨床試験開始 抗血小板剤(K-134)の標的タンパク質(*)同定(*)に成功
平成18年12月	臨床的に必要性の高いシード化合物の探索を行う創薬事業と臨床試験及び治験を行う人材の育成、拠点の整備、システム研究を行うことを目的として、国立大学法人三重大学と産学官連携講座共同研究契約を締結し、同大学内に「臨床創薬研究学講座」を開設
平成19年10月	抗血小板剤(K-134)の国内第 相臨床試験終了 緑内障治療剤(K-115)の国内第 相臨床試験終了
平成20年4月	強い阻害活性を示すRhoキナーゼ(*)阻害剤(*) H-1152の薬剤としての潜在性を解析することを目的として、Rhoキナーゼ阻害剤H-1152を利用したPETプローブ化(*)研究に関し、独立行政法人理化学研究所と共同研究契約を締結
平成20年7月	抗血小板剤(K-134)の国内前期第 相臨床試験開始
平成20年12月	抗血小板剤(K-134)の米国前期第 相臨床試験開始
平成21年3月	緑内障治療剤(K-115)の国内前期第 相臨床試験開始
平成21年10月	ジャスダック証券取引所NEO(現 大阪証券取引所 JASDAQ(グロース))に株式上場
平成23年1月	抗血小板剤(K-134)の米国前期第 相臨床試験終了 緑内障治療剤(K-115)の国内第 相臨床試験終了
平成23年6月	抗血小板剤(K-134)の国内前期第 相臨床試験終了
平成23年9月	緑内障治療剤(K-115)の国内第 相臨床試験開始

(注) 平成24年1月に、抗血小板剤(K-134)の国内後期第 相臨床試験を開始しております。

3 【事業の内容】

当社の事業は、医薬品の研究開発を行い、開発早期段階において開発品を製薬会社等にライセンスアウトすることによって収益を獲得する創薬事業を展開しております。

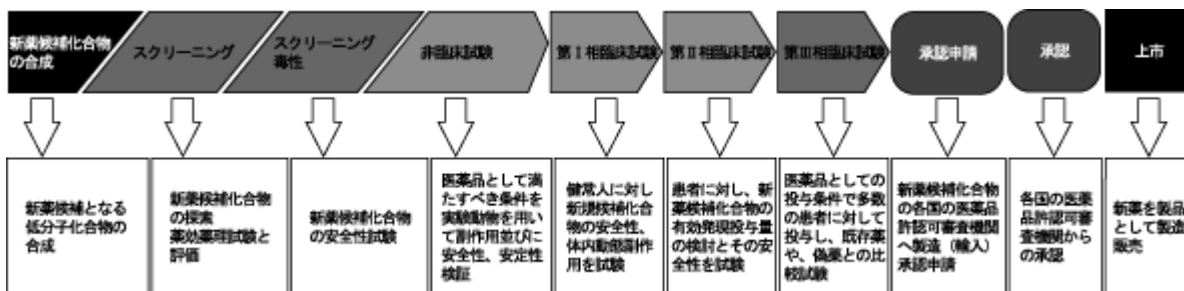
当社事業の系統図は以下の通りです。



(1) 創薬事業について

新薬開発の流れ

一般的に新薬の開発に際しては、基礎研究、非臨床試験、臨床試験、厚生労働省(あるいはアメリカ食品医薬品局(FDA)等の各国の医薬品許認可審査機関)への製造(輸入)承認申請、医薬品としての承認取得、薬価申請・掲載を経て販売が開始され、患者様へ提供することが可能となります。このうち基礎研究活動は、新薬候補化合物の合成、スクリーニング(*)、スクリーニング毒性(*)の手続により実施されます。前述の基礎研究活動が終了した後、人に対する臨床試験の前に医薬品として満たすべき条件を、実験動物を用いて副作用及び安全性、安定性の検証を行う非臨床試験によって検証します。その後の臨床試験は、第Ⅰ相臨床試験、第Ⅱ相臨床試験、第Ⅲ相臨床試験の段階をもって実施されます。(下図参照)



創薬事業の概要

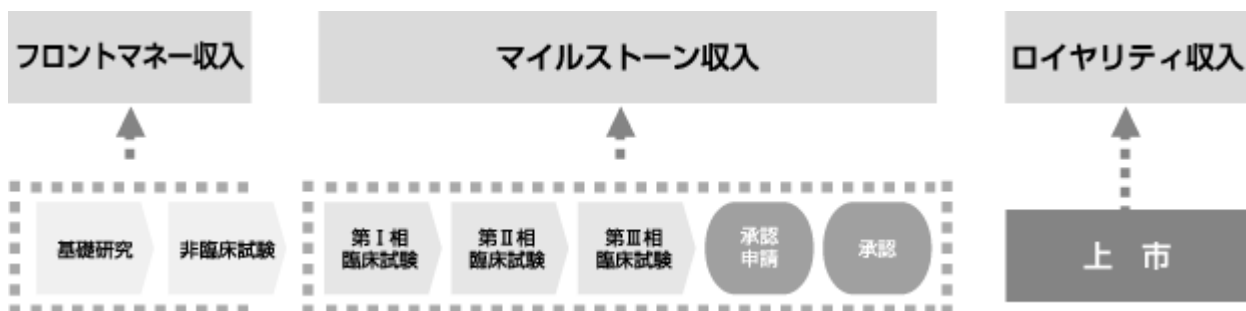
通常、新薬の研究開発過程において、非臨床試験から臨床試験へと開発が進捗するにしたがって、開発コストは大幅に増加し、また一定規模以上の自社臨床開発体制が必要となります。

当社は、研究開発活動の結果として、開発早期段階において開発品を製薬会社等へライセンスアウトしておりますが、これにより、臨床開発の推進に強みを持つ製薬会社等が開発を行うこととなり、自社での開発を継続する場合に比べて、早期の上市(*)が期待されるとともに、低コストでの開発体制を維持できます。

このように、当社の創薬事業の特徴は、一般的な医薬候補品を開発するベンチャー企業に比べ、比較的早期の研究開発段階においてライセンスアウトが達成される点にあります。これは、当社が基礎研究段階から共同研究を実施できる技術力を有していることと、基礎研究段階において標的タンパク質が同定されて作用機序(*)が明らかになっていることにより、臨床開発における開発リスクが推測しやすくなることが要因と考えております。

当社の売上高は、主にライセンスアウト時に受領するフロントマネー収入、臨床開発進行に伴いその節目毎に受領するマイルストーン収入、製品上市後販売額の一定比率を受領するロイヤリティ収入等によるものです。既に抗血小板剤「K-134」、緑内障治療剤「K-115」、抗癌剤「HMN-214」はいずれも製薬会社にライセンスアウト済みであり、これらのフロントマネー収入、マイルストーン収入等を新規開発プロジェクトに投入することによって、次なる新規開発品の開発を進めております。

なお、ライセンスアウトについては、当社が保有する国内外の製薬会社等への独自のネットワークを利用し、新規開発品のライセンスアウトを行っております。



売上高	内容
フロントマネー収入	ライセンスアウト時に受領する収入
マイルストーン収入	臨床開発進行に伴いその節目毎に受領する収入
ロイヤリティ収入	製品上市後販売額の一定比率を受領する収入

パイプラインについて

現在、製薬会社へのライセンスアウトが完了した当社が保有するパイプラインは以下の通りです。

ライセンスアウト済パイプライン

プロジェクト名	開発中の新薬(対象疾患)	開発段階	ライセンスアウト先
K-134	抗血小板剤 (閉塞性動脈硬化症(*))	国内後期第 相臨床試験準備中 米国前期第 相臨床試験終了	興和株式会社
K-115	緑内障治療剤 (緑内障)	国内第 相臨床試験開始	興和株式会社
HMN-214	抗癌剤 (固形癌)	米国第 相臨床試験終了	日本新薬株式会社

ライセンスアウト済パイプラインの詳細は以下の通りです。

(イ) 抗血小板剤「K-134」(対象疾患：閉塞性動脈硬化症)

本開発品は、平成5年1月より当社取締役最高科学責任者兼開発研究所長 日高弘義と大塚製薬株式会社(以下、「大塚製薬」という。)の共同研究により、血管内膜肥厚抑制作用(*)を併せ持つ抗血小板剤として開発が開始されました。

本開発品は、動物実験及び第 相臨床試験において有効な血小板凝集阻害作用(*)を有することが確認されているとともに、動物実験において血管内膜肥厚抑制作用を有することが確認されております。本開発品は、PDE (ホスホジエステラーゼ)(*)の強力な阻害剤であるとともに、血小板のコーゲン(*)受容体の1つであるCD36(*)及び血小板や血管壁に存在する細胞骨格タンパク質(*)の1つであるコフィリン(*)と結合することが、ドラッグ・ウエスタン法(*)により証明されております。これらの2つの標的タンパク質(CD36及びコフィリン)は、既存の販売されている抗血小板剤で結合するものはないことから、本開発品は既存のPDEの阻害作用を有する抗血小板剤とは異なる新規の作用機序も有するものと考えられます。

本開発品の全世界での権利は、平成14年8月までに大塚製薬より当社へ全て譲渡され、当社は平成14年9月に全世界の権利を興和株式会社(以下、「興和」という。)にライセンスアウトしました。その後は興和により、臨床試験が進められております。

当事業年度において、米国及び国内前期第 相臨床試験は終了し、閉塞性動脈硬化症に伴う間歇性跛行(*)症状を有する患者における歩行機能の改善が確認されております。

なお、ライセンスアウト先の興和により平成24年1月に国内後期第 相臨床試験が開始されました。

(ロ) 緑内障治療剤「K-115」(対象疾患：緑内障)

本開発品は、プロテインキナーゼ(*)の一種であるRhoキナーゼを選択的に阻害するイソキノリンスルホンアミド化合物(*)であり、眼圧下降作用による緑内障治療剤として開発されております。

本開発品は、過去の研究開発活動の結果、緑内障によって障害を受ける網膜神経細胞に対する保護作用を有することが確認されております。

当社は、平成14年9月に本開発品の全世界の権利を興和株式会社(以下、「興和」という。)にライセンスアウトしました。その後は興和により、臨床試験が進められております。

当事業年度において、国内第 相臨床試験は終了し、緑内障患者における眼圧下降による緑内障主症状の改善が確認されております。ライセンスアウト先の興和により平成23年9月に国内第 相臨床試験が開始されました。

(八) 抗癌剤「HMN-214」(対象疾患：固形癌)

本開発品は、平成3年12月より当社取締役最高科学責任者兼開発研究所長 日高弘義と日本新薬株式会社(以下、「日本新薬」という。)の共同研究により発明された抗癌剤です。当社のドラッグ・ウエスタン法を用いて標的タンパク質を同定したところ、NF-YB(*)という転写因子(*)のサブユニット(*)に結合することが発見され、新規の作用機序を持つ抗癌剤として期待されております。

本開発品は、既に実施された動物実験により、既存の抗癌剤に対しその抗癌作用が同等又はそれ以上であることが示唆されており、一方副作用としては骨髄抑制(*)作用が示唆されております。一般的に抗癌剤は癌細胞の増殖を抑える性質上、生体内の正常増殖細胞、例えば骨髄細胞には必然的に影響を与えるものと考えられていることから、本開発品の副作用は他の抗癌剤と同様であると考えられます。

当社は、平成13年3月に本開発品の全世界の権利を日本新薬に対しライセンスアウトしました。日本新薬は既に非臨床試験を経て、米国での第 相臨床試験を平成16年10月に終了しております。

新規開発品について

当社は、現在新規開発プロジェクトとして、新規緑内障治療剤とシグナル伝達阻害剤開発プロジェクトを進めております。(次表ご参照)

プロジェクト名	開発中の新薬	開発段階
新規緑内障治療剤	緑内障治療剤	化合物最適化完了
シグナル伝達阻害剤開発プロジェクト	高血圧治療剤 神経保護剤 粥状動脈硬化治療剤(*) 眼科関連治療剤 抗癌剤等	基礎研究

創薬事業における当社技術と研究開発の特徴について

創薬事業における当社技術と研究開発の特徴は以下の通りです。

(イ) プロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の開発

当社はプロテインキナーゼを中心とした阻害剤の研究開発を進めております。

プロテインキナーゼは、細胞の分化、増殖等の細胞内情報伝達(*)機能を担っている重要な酵素であるとされており、そのプロテインキナーゼに対し、阻害剤を投与して細胞の機能をコントロールする開発手法を用いた阻害剤開発を進めることにより、有効な新薬候補化合物が見つかる可能性が高いと考えております。

当社は独自に開発した化合物ライブラリー(*)を保有しており、これらの開発過程で蓄積したデータやノウハウを活用して、新薬候補化合物を合成し、スクリーニングするとともに、対象疾患におけるプロテインキナーゼの生理的役割の解明を行っております。

(ロ) 当社独自の標的タンパク質の同定方法であるドラッグ・ウエスタン法の活用

当社は、ドラッグ・ウエスタン法という独自に開発した方法を使って、新薬候補化合物の標的タンパク質を同定しております。生物学の分野では、標的タンパク質を同定するために様々な方法が利用されてきましたが、当社は、それらを踏まえて医薬品開発への応用を図り、ドラッグ・ウエスタン法を完成させました。

この方法の活用により、他の手法を活用した際に困難である新薬候補化合物の標的タンパク質の特定が容易になるほか、一回のスクリーニングで多数の標的タンパク質を同定することが可能です。既存の方法に対して、生物材料や化合物の消費量が少ないこと、スクリーニングの操作が単純であり短時間で完了すること等の長所を持ちます。

ドラッグ・ウエスタン法を活用した際の効果は、以下の通りと考えられます。

- a. 有効性：高い有効性を持つ新薬候補化合物の開発の可能性が高まります。新薬候補化合物の標的タンパク質を早期に同定することによって、その新薬候補化合物の作用機序が明らかになり、その結果から、有効な新薬候補化合物の開発へとつなげていくことが可能になると考えております。
- b. 安全性：副作用や他の医薬品との相互作用の予測により、高い安全性を持つ新薬候補化合物の開発の可能性が高まります。早期に標的タンパク質を同定することによって、副作用が起こるメカニズムの推測もしやすくなり、それにより、安全性の高い新薬候補化合物の開発が可能となります。また、作用メカニズムが明らかになることにより、他の薬剤との併用の可能性の分析がしやすくなり、薬としての利用機会の拡大とリスクの低減につながりやすいと考えます。

既にこの方法を用いて、当社のパイプラインの抗癌剤「HMN-214」の標的タンパク質が同定され、抗血小板剤「K-134」についても標的タンパク質が同定されました。

なお、ドラッグ・ウエスタン法については、「薬物の生体内における標的蛋白の遺伝子の検出方法」として特許登録されております。

(ハ) 細胞内情報伝達研究に由来する分子薬理学(*)に関する経験及びノウハウの活用

当社取締役最高科学責任者兼開発研究所長 日高弘義は、長年にわたって細胞内情報伝達の研究活動及び創薬活動に従事してきており、その研究・創薬活動の中で、これまでに製薬会社と共同で二つの医薬品の誕生に貢献しております。当社は設立以来、日高弘義のこうした活動において獲得した経験とノウハウを基盤に、研究開発活動を行っております。

当社の新薬の開発は、この分子薬理学に関する経験及びノウハウを駆使し、新薬候補化合物を設計し、合成することによって開始されております。ここで合成された新薬候補化合物の薬理的傾向は、過去の分子薬理学に関する経験及びノウハウからある程度予測することが可能であるため、その予測を基に効率的な研究開発が可能になると考えております。

(二) 提携関係を活用した研究開発体制

当社は、各分野を専門領域に持つ研究者で構成される当社科学顧問のメンバー(当事業年度末現在10名で構成)や国立大学法人三重大学との産学官連携講座(後述「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」参照)による共同研究等の提携関係を構築し、技術の取り込みを図っております。こうした企業外部との提携関係を活用することによって、効率的な研究開発体制を構築することが可能となっております。

当社と外部機関との関係図(研究開発体制)



<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* CD36

血小板膜に存在するコラーゲン受容体の1つでコラーゲンと結合することによって血小板凝集機能の引き金となるタンパク質の1つです。

* NF-YB

転写因子の1つで、タンパク質の産生を制御している因子です。

* PDE(ホスホジエステラーゼ)

cAMP(サイクリックエーエムピーといい、細胞内で酵素反応を進めるための情報伝達を担う因子。細胞の成長、増殖、分化に密接に関連している。)を分解する酵素で細胞内情報伝達に重要な役割を担っており、1~11まで存在します。

* PETプローブ化

PET(positron emission tomography)とは、陽電子検出を利用したコンピューター断層撮影技術です。PETプローブ化とは、PETの利用を前提において薬物を標識させる技術(この技術をプローブと言います)のことを指します。このPETプローブ化によって、標識をつけた薬物の動態をPETで分析可能となり、その分析データが新薬開発に有益なデータとなります。

* Rhoキナーゼ

タンパク質リン酸化(*)酵素であるプロテインキナーゼと呼ばれる酵素群の1つで、細胞が生きていくために必要な細胞内情報伝達を担っている重要な酵素タンパク質です。

* イソキノリンスルホンアミド化合物

当社が開発している化合物の有する骨格(形)の名称です。

* 化合物ライブラリー

化合物ライブラリーとは、当社が長年にわたり蓄積してきた新薬候補化合物のタネの基となる化合物群です。これらの化合物の一つ一つは特徴的な性質を有しており、これらを基として、基礎研究や新薬候補化合物発見に役立っています。

* 間歇性跛行

閉塞性動脈硬化症により引き起こされる典型的な症状で、通常は下肢筋肉への動脈血供給における閉塞性病変が原因となって血流障害が引き起こされ、歩行運動により虚血性の疼痛を発生させます。この疼痛は一定の運動量で引き起こされ、安静により数分以内に緩和される特徴があります。跛行症状の治療には、下肢血行動態の改善を目的とした監視下運動療法、薬物療法または血行再建術があります。

* 血管内膜肥厚抑制作用

血管内膜肥厚とは、血管壁の損傷により血管壁が厚くなることであり、その結果血液が通る道が細くなり血液がつまりやすくなります。この血管内膜肥厚を抑制することは動脈硬化を防ぐためには重要であると考えられており、その抑制作用を血管内膜肥厚抑制作用と言います。

* 血小板凝集阻害作用

血小板の主要な機能の1つである凝集機能を抑える作用を言います。

* 抗血小板剤

抗血小板剤とは血小板(血液の成分の1つで血液の凝固や止血に重要な役割を果たしている成分)が有する機能の1つである凝集機能を阻害(抑制)する薬です。

* 骨髄抑制

骨髄抑制とは、何らかの原因で骨髄が障害され、血球成分が減少する状態を言います。

* コフィリン

血管に存在する細胞骨格タンパク質であり、このタンパク質に何らかの影響が生じると血小板構造が変化し、それによって血小板の凝集機能が活性化すると考えられております。

* コラーゲン(collagen)

真皮、靭帯、腱、骨、軟骨等を構成するタンパク質の1つで、体内の全タンパク質の約1/3を占めております。血小板の凝集惹起物質の1つであり、コラーゲン(collagen)を阻害することで血小板凝集作用が抑制されます。

* 細胞骨格タンパク質

細胞には、細胞の形態を維持するための繊維状構造である細胞骨格がありますが、その中に存在するタンパク質を細胞骨格タンパク質と言います。

* 細胞内情報伝達

神経やホルモン等の細胞外からのシグナル(信号)を細胞内の必要な箇所へ伝えるシステムのことを言います。別の言い方では、シグナル伝達とも言います。

* サブユニット

他の物質(タンパク質等)と会合して1つの分子を形成する際の1つの物質のことを指します。日本語では、亜単位、亜粒子等と訳されます。この場合、NF-YBはNF-YAとともに転写因子を形成しているためこのような表現を使っております。

* 作用機序

薬物が作用する仕組みのことを言います。近年は薬物作用の明確化の重要性が高まっており、この作用機序の解明が新薬開発において注目されております。

* 粥状(じゅくじょう)動脈硬化治療剤

粥状動脈硬化は、アテローム性動脈硬化とも呼ばれますが、動脈の内側に粥状(アテローム性)の隆起(プラーク)が発生する状態で、プラークは長い時間をかけて成長し血液の流れにくくしたり、突然プラークが破れて血管内で血液が固まり(血栓)、動脈の内腔(血液の流れるところ)を塞ぐ場合、あるいは血栓が飛んでさらに細い動脈に詰まる(塞栓)ことで、血流を遮断し重要臓器への酸素や栄養成分の輸送に障害を来す病気であり、これらを治療する薬を粥状動脈硬化治療剤と言います。

* 上市(じょうし)

新薬が承認され、実際に市場に出る(市販される)ことを言います。

* スクリーニング

新薬の候補化合物を開発するには、多数の候補化合物の中から効果があり安全性が高いものを選び出すことが必要となります。このような多数の化合物から新薬の候補を探す一連の流れをスクリーニングと言います。

* スクリーニング毒性

細菌を用いる復帰突然変異試験(遺伝毒性の1つで、化学物質の発癌性や遺伝子に与える変化を、細菌を用いてテストする試験)、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験(遺伝毒性の1つ、細菌だけでは動物と一致しないこともあるので、人為的に生体外で培養した動物の体内細胞を用いて異常がないかテストする試験)及びほ乳類を用いる28日間の反復毒性試験(ラット等の動物に一定期間毎日反復投与したときに現れる生体機能及び形態の変化を観察する試験)を指します。

* 阻害剤

生体内の様々な酵素分子に結合して、その酵素の活性を低下若しくは消失させる物質を指します。医薬品としては、この酵素の活性を低下若しくは消失させることにより、病気の治療薬として利用しております。

* 転写因子

転写因子はDNAに特異的に結合するタンパク質の1つです。DNA上のプロモーターやエンハンサーといった転写を制御する領域に結合し、DNAの遺伝情報をRNAに転写する過程を促進、あるいは逆に抑制します。転写因子は、この機能を単独で、又は他のタンパク質と複合体を形成することによって実行します。ヒトのゲノム上には、転写因子をコードする遺伝子がおよそ1,800前後存在するとの推定がなされております。

* 同定

単離した化学物質が何であるかを決定することを指します。

* ドラッグ・ウエスタン法

薬物の標的タンパク質の同定に使うバイオテクノロジーを応用した手法で、当社が発明し特許を保有しております。複雑なタンパク質精製プロセスを介せず、薬物が結合する少量のタンパク質を検出し、その遺伝子を同定することにより標的タンパク質を見出すことができる方法です。

* 標的タンパク質

薬物が作用する相手のタンパク質を標的タンパク質と呼びます。生体はタンパク質が生体内で相互に作用することによって機能しておりますが、多くの病気はタンパク質の異常な働きによって引き起こされております。これらの病気には標的となるタンパク質が必ずあると考えられております。

* プロテインキナーゼ

ATP(アデノシン三リン酸と言われ、体内で作られる高エネルギー物質)等の生体のエネルギーの元となる低分子物質等のタンパク質分子にリン酸基を付加する(リン酸化)酵素です。タンパク質をリン酸化するキナーゼをプロテインキナーゼと呼び、タンパク質以外のものをリン酸化するものをキナーゼと言います。

* 分子薬理学

薬理学とは薬物が生体に対して、どのように影響を与えて効果を発揮しているかを調べたり、薬物を用いて生体の機能を明らかにする学問のことで、分子薬理学とはその薬理学の調査の対象を生物の化学的性質を失わない最小の構成単位、つまり遺伝子の単位で調べる学問です。

* 閉塞性動脈硬化症

動脈硬化(動脈が肥厚し硬化した状態)により主に下肢の大血管が慢性に閉塞することによって、軽い場合には冷感、重症の場合には下肢の壊死にまで至ることがある病気を言います。軽度の場合には抗血小板剤が処方されることが多く、症状が悪化するにつれて他の薬剤を使用します。

* 緑内障治療剤

緑内障とは視神経(網膜を含む)障害で眼底に特異的な異常が発生し、視野が欠損(視野狭窄)していく病気です。緑内障治療剤とはその緑内障による視野の欠損を抑える若しくは改善させる薬です。

* リン酸化

タンパク質にリン酸基を付加させる化学反応であり、化学反応によりタンパク質の働きを調節すると考えられております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
18	36.1	3.8	4,832

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、アルバイトを除いております。
2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3 当社の事業は創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は組成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における国内経済は、震災による落ち込みからの回復が見られたものの、海外経済の減速、タイの洪水による影響、円高による輸出の減速が影を落とし、企業収益の下振れが懸念されております。

国内医薬品業界におきましては、大型薬の特許切れ等を背景とした収益確保のための医薬候補品取得に向けたインライセンス活動、事業提携やM&Aが継続しております。

このような状況の下、当社は新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により抗血小板剤「K-134」の国内後期第 相臨床試験に向けた準備が進められました。緑内障治療剤「K-115」につきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により国内第 相臨床試験が開始されております。

新規開発品につきましては、新規緑内障治療剤につき作用メカニズムの解明を進める一方、ライセンスアウトに向けた活動を進めました。また、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、リード化合物の選定に向けた研究開発活動を実施いたしました。

売上高につきましては、「K-115」の国内第 相臨床試験が開始されたことにより、マイルストーン収入20百万円を計上いたしました。

利益面につきましては、研究開発費が194百万円（前期比6.5%減）、その他販売費及び一般管理費が176百万円（前期比12.6%減）であったことにより、販売費及び一般管理費は371百万円（前期比9.5%減）となりました。その結果、営業損失は351百万円（前期営業損失409百万円）、経常損失は353百万円（前期経常損失407百万円）、当期純損失は354百万円（前期純損失418百万円）となりました。

なお、当事業年度末における新薬候補化合物開発状況は以下の通りです。

新薬候補化合物開発状況

(イ) ライセンスアウト済パイプライン

プロジェクト名	開発中の新薬(対象疾患)	開発段階	ライセンスアウト先
K-134	抗血小板剤 (閉塞性動脈硬化症)	国内後期第 相臨床試験準備中 米国前期第 相臨床試験終了	興和株式会社
K-115	緑内障治療剤 (緑内障)	国内第 相臨床試験開始	興和株式会社
HMN-214	抗癌剤 (固形癌)	米国第 相臨床試験終了	日本新薬株式会社

(ロ) 新規開発品

プロジェクト名	開発中の新薬	開発段階
新規緑内障治療剤	緑内障治療剤	化合物最適化完了
シグナル伝達阻害剤開発プロジェクト	高血圧治療剤 神経保護剤 粥状動脈硬化治療剤 眼科関連治療剤 抗癌剤等	基礎研究

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ77百万円増加し、340百万円となりました。

なお、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は343百万円（前期比62百万円減）となりました。これは主に税引前当期純損失353百万円があった一方、減価償却費5百万円、新株予約権発行費3百万円があったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は398百万円（前期は3百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出800百万円があった一方、定期預金の払戻による収入1,200百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は22百万円（前期は0.09百万円の収入）となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入24百万円があったこと等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次の通りです。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬事業	20,000	
合計	20,000	

(注) 1 当事業年度の販売実績は、マイルストーン収入です。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
興和株式会社			20,000	100.0

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題と施策として以下のように考えております。

(1) パイプラインの拡充

持続的な企業成長を図るために、複数のライセンスアウト済開発品で構成されたパイプライン群を拡充することが、必要であると考えています。このパイプラインを拡充するため、自社の基礎研究による新薬候補化合物の発見を一層推進するとともに、大学や企業等からのインライセンス活動も検討してまいります。

(2) 研究開発体制の強化

持続的な企業成長を図るために、研究開発体制を強化することが必要であると考えています。

このため、有能な研究員の確保やその育成を進めることにより、自社の研究開発体制を強化するほか、産学官連携等の外部との提携関係を推進してまいります。

また、これらを活用した専門性の高い研究成果を導入すること等により効率的な研究開発活動を推進してまいります。

(3) 既にライセンスアウトが完了している開発品の推進

当社設立以降、いまだ上市された薬剤はありません。また今後も研究開発活動を強化する計画であり、それに掛かる費用は今後も継続することが想定されます。このため、既に製薬会社にライセンスアウトされている開発品に対し、製薬会社との協力の中、順調な臨床試験の推進を支援し、当該開発品の早期上市を図ることによって、安定的な経営基盤の構築に努めてまいります。

(4) ライセンスアウト活動の推進

当社における創薬事業の特徴は、一般的な医薬候補品を開発する創薬バイオベンチャー企業に比べ、比較的早期の研究開発段階においてライセンスアウトが達成され得る点にあります。収益構造としては、このライセンスアウトによりもたらされるフロントマネー収入、マイルストーン収入、上市によってもたらされるロイヤリティ収入等であり、これらの収入確保を図ることが、当社の企業価値向上に不可欠なものであると考えております。そのためにライセンスアウトの可能性を常に視野に入れた研究開発活動を推進するとともに、ライセンスアウト達成のためのネットワークの充実を図り、製薬会社等へのライセンス交渉を進めてまいります。

(5) 財務基盤の充実

当社は今後も研究開発活動の推進を図るために、研究開発投資を継続的に行っていく方針であります。そのために必要に応じて、金融・資本市場からの資金調達を実施することにより、当社の財務基盤の充実を図ってまいります。

(6) コーポレート・ガバナンスの強化

当社が今後も継続的な成長を続ける企業体質の確立に向けた課題の一つとして、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスにつきましては、今後も株主や投資家の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるため、業務執行の妥当性や効率性のチェックを効果的に行い、管理機能の有効性をさらに高める等により、さらなる経営の健全性、透明性の向上に取り組んでまいります。また内部管理体制の強化につきましては、内部統制報告

制度の対応を通して、業務の効率化とリスクの最小化を目指し、内部管理体制のさらなる強化に向け全社をあげて取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項記載以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

また、文中の将来に関する事項については、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業の内容について

当社の医薬品の研究開発に関する事項

(イ) 研究開発の不確実性に関する事項

当社は医薬品開発を主業務としております。一般的に、医薬品の研究開発期間は、基礎研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、相当規模の研究開発投資が必要と考えられております。さらに、その成功の可能性は、他産業に比して極めて低いものとされております。従って、当社のライセンスアウト済パイプライン及び新規開発品にも、かかるリスクは付随しており、当社のライセンスアウト済パイプラインは、いずれも未だ開発途中であり、医薬品としての安全性・有効性が確認され上市に至るかどうかは不確定であり、新規開発品についても想定通りに開発が進められるとは限りません。これらのライセンスアウト済パイプライン及び新規開発品の不確実性は、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ロ) 医薬品業界の競合関係に関する事項

当社が参画する医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による競争が激しい状態にあります。また、その技術革新は急速に進んでいる状態にあります。従って、これら競合相手との、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ハ) 副作用に関する事項

医薬品は、臨床試験段階から上市後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、信用力の失墜、訴訟の提起等により、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ニ) 薬事法その他の規制に関する事項

当社が参画する医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法及び薬事行政指導、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。

現状、当社開発品は研究開発段階にあり、日本の厚生労働省、欧州医薬品審査庁(E M E A)、アメリカ食品医薬品局(F D A)等から上市のための認可は受けておりませんが、今後、開発の過程で得られた試験結果を活用し、各国の薬事法等の諸規制に基づいて医薬品の製造販売承認申請を行い、承認を取得することを目指しております。医薬品は基礎研究から製造販売承認等を取得するに至るまでには、多大な開発コストと長い年月を必要としますが、品質、有効性及び安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない場合には、承認が計画通り取得できず、上市が困難になる可能性があります。これは新規開発品を他社にライセンスアウトする場合も同様であり、薬事法その他の規制により、当初計画した条件でのライセンスアウト若しくはライセンスアウ

トそのものが困難になる可能性があります。

このような事象が生じた場合、また、将来各国の薬事法等の諸規制に大きな変化が生じた場合、当社の財政状態や経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ホ) 製造物責任に関する事項

医薬品事業においては、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において製造物責任を負う可能性があり、製造物責任にかかる多額の負担金の支払い等により、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社の事業活動に関する事項

(イ) 提携関係に関する事項

当社は研究開発の各段階において広範な提携関係を構築し、それによって固定費の増加を回避しつつ専門性の高い技術の取込みを図っております。当社は自社の研究開発人員とこれらの提携関係により、戦略的かつ柔軟な研究開発体制を構築しており、さらにその他の事業活動においても様々な提携関係等を構築しております。これらの提携関係に変化が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社では、今後も事業基盤の強化、効率的な新薬開発の実現に向けて、広範な提携関係の構築を検討してまいります。しかしながら、期待通りに提携関係が構築できない可能性があります。

(ロ) 大学との共同研究実施に関する事項

当社は、国立大学法人三重大学(以下、「三重大学」という。)との間で産学官連携講座共同研究契約に基づく共同研究を実施しております。

当該共同研究にかかる当社の費用負担については、三重大学との協議により、当社が共同研究に派遣する民間等共同研究員の人数に応じた研究料及び当該共同研究において必要と見込まれる直接経費について、共同研究費として三重大学に支払っております。当該費用については、契約期間内に分割して支払うことになっており、契約期間に対応して費用計上しております。なお、共同研究における活動状況に応じて生じる追加費用等については、相互協議による契約変更の手続きにより追加支払いを行う場合もあります。

当社は、今後においても当社の事業基盤である共同研究を継続していく方針であり、相応の共同研究費を負担することになりますが、医薬品の研究開発活動は既述の通り不確実性が高い性質を有しており、現時点では収益基盤も不安定であるため、当該研究費を吸収するだけの収益が継続的に発生しなかった場合、若しくは予期せぬ研究開発活動中の事故、外的要因や自然災害による事故が発生し、当該共同研究実施が困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ハ) ライセンスアウトに関する事項

当社は、中期事業計画に基づき、自社開発品のライセンスアウトに伴う収益計上及びライセンスアウトした薬剤の開発工程で計上するマイルストーン収入を収益基盤としております。しかしながら、ライセンスアウト後に当該開発品の開発スケジュールが変更となる等により、ライセンスアウトによる収入を受領する事業年度が当社予想と異なる場合、又はライセンスアウト後に当該開発品の開発が中止となり、それ以降のライセンスアウトによる収入が得られなくなる場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。また、ライセンスアウトを予定している開発

品に関して、ライセンスアウトそのものが困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(二) 特定の契約先からの収入への依存に関する事項

当社のライセンス契約に基づく収入は、ライセンスアウト先への依存度が高いビジネスモデルとなっております。

ライセンスアウト先との契約は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載した契約期間において有効であります。しかしながら、今後、当社がライセンスアウトした開発品をライセンスアウト先が当初計画通りに開発推進する保証はありません。従いまして、当社がライセンスアウトした開発品について、ライセンスアウト先の研究開発活動に計画変更や停止が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ホ) 契約に基づく支払義務の負担に関する事項

当社は開発パイプラインに関する提携企業等との契約において、販売に至る前の開発段階及び販売開始後に提携先等に対する支払義務を負っている場合があります。これらの対価の支払形態は、創薬バイオベンチャー企業の事業の性質上当然のものとして認識しておりますが、この結果として、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ヘ) 特定の人物への依存に関する事項

当社の取締役最高科学責任者兼開発研究所長である日高弘義は、京都大学医学部薬理学教室の助教授、三重大学医学部薬理学教室の教授、名古屋大学医学部薬理学教室の教授を経て、同氏の研究領域である薬理学、特にカルシウム情報系の細胞生物学的研究、細胞内情報伝達系の研究の実績と経験を基に、平成11年2月に当社を設立した創業者であります。

従って、当社は、これまで研究開発分野における権限の委譲や人員拡充をすすめ、同氏への依存度の低下を図っておりますが、何らかの理由により同氏が最高科学責任者兼開発研究所長としての関与継続が困難となった場合、当社の研究開発活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

(ト) 小規模組織であることについての事項

当社は、当事業年度末において、役員9名(取締役6名、監査役3名)及び従業員18名の小規模な組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっております。今後においては、組織規模に応じた適切な水準を維持、強化するとともに、内部管理体制の一層の充実を図る方針であります。

(チ) 人材の確保及び育成に関する事項

当社の事業活動は、経営陣、事業を推進する各部門の責任者や構成員等に強く依存しております。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、このような人材確保又は育成が順調に進展しない場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(リ) 資金調達に関する事項

当社は、医薬品開発のための継続した研究開発活動の実施に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく方針であります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、資金調達の機動的な実施が困難な場合、当社の資金繰りや事業活動等に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ヌ) 配当政策に関する事項

当社は創業以来配当を実施しておらず、また、当事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。当面は内部留保に努め、研究開発活動の継続的实施に備えることを優先していく方針ですが、株主への利益還元を重要な経営課題として、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する所存であります。しかしながら、今後も利益を安定的に計上できない場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

(ル) 重要な契約に関する事項

「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております契約のうち、特に当社の研究開発体制の維持のためには国立大学法人三重大学(以下、「三重大学」という。)との契約が重要であり、現パイプラインについては興和株式会社(以下、「興和」という。)との契約が重要であります。三重大学、興和とは契約の継続性に支障がない関係にあるものの、将来、契約内容の変更、期間満了、解除その他何らかの理由により契約の終了が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ロ) 知的財産権に関する事項

当社は研究開発活動等において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しております。

なお、当事業年度末において当社が保有している特許権及び特許出願は全部で18種類あり、下表に3つのライセンスアウト済のパイプライン及び新規開発品に関する重要な特許の状況について記載いたします。

しかしながら、当社が保有している出願中の特許が全て成立する保証はありません。また、特許が成立した場合でも、当社の研究開発を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常に存在しております。当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社事業の継続、財政状態や経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、当事業年度末において、当社の開発に関する特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したとの事実はありません。当社は、他者の特許権の侵害を未然に防止するため特許調査を実施しておりますが、当社のような研究開発型企業にとって知的財産権の問題を完全に回避するのは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社事業の継続、財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社のパイプラインに関連する主な特許の状況

パイプライン	発明の名称	出願国	権利者・出願人
K-134	カルボスチリル誘導体	日本、米国、欧州等25カ国で登録	当社 興和株式会社
K-115	イソキノリン誘導体及び医薬	日本、米国、欧州等17カ国で登録	当社 興和株式会社
	(S)-(-)-1-(4-フルオロイソキノリン-5-イル)スルホニル-2-メチル-1,4-ホモピペラジン塩酸塩・二水和物	日本、米国、欧州等44カ国で登録 アジア等10カ国で審査中	当社 興和株式会社
HMN-214	アミノステルバゾール誘導体及び医薬	日本、米国、欧州等21カ国で登録	当社 日本新薬株式会社
	悪性腫瘍を処置するための医薬組成物、方法および使用	日本、欧州で審査中	当社 日本新薬株式会社

当社の新規開発品に関連する主な特許の状況

開発中の新薬	発明の名称又はその内容	出願国	権利者・出願人
新規緑内障治療剤	置換されたイソキノリン誘導体	日本、米国、欧州等で審査中、他6カ国で出願中	当社
	緑内障治療剤に係る化合物	PCT加盟国、他1カ国で出願中	当社
	緑内障に係る予防又は治療剤	日本で出願中	当社

(ワ) 訴訟等に関する事項

当社は当事業年度末において訴訟は提起されておりませんが、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、この結果、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(2) 業績等に関する事項

経営成績及び財政状態について

当社の主要な経営指標等の推移は以下の通りです。

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高	(千円)	30,000	37,500	-	-	20,000
経常損失	(千円)	299,062	356,145	391,289	407,881	353,688
当期純損失	(千円)	299,641	358,283	392,883	418,396	354,665
資本金	(千円)	478,950	603,950	1,279,307	1,279,352	1,291,829
純資産額	(千円)	535,933	427,650	1,385,482	967,176	639,239
総資産額	(千円)	551,294	446,737	1,412,182	990,886	665,502
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	301,734	334,360	316,998	406,442	343,707
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	29,858	23,360	698,642	3,596	398,496
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	210,400	247,222	1,306,384	90	22,795
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	492,594	381,970	672,719	262,712	340,276

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期は、興和株式会社からの研究指導料収入により、30,000千円の売上高を計上しましたが、国立大学法人三重大学との産学官連携講座開設及び研究開発人員の拡充に伴い、研究開発費147,753千円が計上されたこと等により、299,062千円の経常損失を計上しました。

3 第11期は、興和株式会社からのマイルストーン収入により、37,500千円の売上高を計上しましたが、人員増加等、株式公開に向けた内部管理体制の強化に伴い、その他販売費及び一般管理費223,641千円が計上されたこと等により、356,145千円の経常損失を計上しました。

4 第12期は、売上高はありません。研究開発体制の拡充等に伴い、研究開発費174,766千円、その他販売費及び一般管理費173,312千円の計上等により、391,289千円の経常損失を計上しました。

5 第13期は、売上高はありません。研究開発活動の推進に伴い、研究開発費207,986千円、その他販売費及び一般管理費201,921千円の計上等により、407,881千円の経常損失を計上しました。

6 第14期は、興和株式会社からのマイルストーン収入により、20,000千円の売上高を計上しました。研究開発活動の推進に伴い、研究開発費194,537千円、その他販売費及び一般管理費176,505千円の計上等により、353,688千円の経常損失を計上しました。

当社の売上高は、ライセンスアウト時に受領するフロントマネー収入、ライセンスアウトされた開発品の一定の進捗により受領するマイルストーン収入、上市によってもたらされるロイヤリティ収入等により得られます。しかし、これら売上高は、ライセンスアウト及び開発品の一定の進捗の有無により、每期経常的に計上されているものではなく、上記記載のように、売上高、経常損失、当期純損失は、不安定に推移しております。また、当社は平成11年2月に設立した社歴が浅い会社であり、現時点で上市された製品はなく、全て研究開発段階にあります。そのため、上記記載の過年度の経営指標及び今後開示される業績は、期間業績比較を行うための材料として、さらに今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

当社は、医薬品の研究開発とライセンスアウトを推進することによって、将来の黒字化を目指しております。しかしながら、上記記載のように連続して当期純損失を計上しており、当社が将来において当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社は連続して営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、将来において営業活動によるキャッシュ・フローがプラスにならない可能性もあります。

マイナスの繰越利益剰余金が計上されていることについて

当社は研究開発型の創薬バイオベンチャー企業であり、ライセンスアウト済パイプラインが上市し、ロイヤリティ収入等の安定的な収入を確保できる体制となるまでは、新規開発プロジェクトの研究開発費用等が先行して計上されますので、連続して当期純損失を計上しております。

当社はパイプラインの拡充、ライセンスアウトの実施、ライセンスアウトが完了した開発品の上市に向けた臨床開発支援活動を行うことにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

資金繰りについて

当社は研究開発型企業であるため、研究開発資金を必要といたします。このため、事業計画が計画通りに進展しない等の理由から、想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社の資金繰りの状況によっては、事業存続に影響が及ぶ可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

当事業年度末において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。そのため、当社の業績が順調に推移する等、繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることになり、当期純利益又は当期純損失及びキャッシュ・フローに影響が及ぶ可能性があります。

(3) その他

調達資金の用途に関する事項

増資を中心とした調達資金の用途については、パイプラインの拡充をしていくための研究開発資金及び事業運転資金に充当する予定です。

但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が当社の収益に結び付くには長期間を要する一方で、研究開発にかかる成果が得られない場合もあるため、調達した資金が投資家の期待している収益に結び付かない可能性があります。

新株予約権等に関する事項

(イ) 株式価値の希薄化に関する事項

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方式により、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものと、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方式により、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものであります。

これらの新株予約権の目的となる株式数は当事業年度末において合計925,000株となり、発行済株式総数の5.3%に相当します。これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、当社は平成23年9月15日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、平成23年10月3日に新株予約権の発行を行いました。当該新株予約権の目的となる株式数は当事業年度末において合計2,820,000株となり、発行済株式総数の16.1%に相当します。当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(ロ) 新株予約権の行使に関する事項

当社は平成23年9月15日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、平成23年10月3日に新株予約権の発行を行いました。新株予約権の行使は、原則として新株予約権者の判断によるため、市場における当社株価の動向によりましては、当該新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。そのため、予定された資金が調達されるまでに一定の時間を要す可能性や、予定された資金が調達できない可能性があります。当該新株予約権の行使が進まず、当該新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途資金調達方法の検討を進める必要があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ライセンス契約

抗血小板剤(K-134)

契約書名	H-1 開発及び実施契約書
契約先	興和株式会社
契約締結日	平成14年9月11日
契約期間	契約締結日から実施料の支払が満了する日まで
主な契約内容	<p>当社は、興和株式会社に全世界における抗血小板剤の開発、製造、使用及び販売の再実施許諾権付き独占的实施権を許諾する。</p> <p>当社は、実施権の対価として、契約一時金、マイルストーンを受領する。</p> <p>製品の上市後、興和株式会社は、当社に対し純売上高の一定料率をロイヤリティとして支払う。</p> <p>第三者へライセンスを実施した場合に、興和株式会社は、当社に対しライセンシーから受領する一時金、実施料の一定料率を支払う。</p> <p>本件の契約期間については、契約締結日から実施料の支払が満了する日までとする。</p> <p>新効能、新剤形及び本開発品を含む配合剤として医薬品が販売された場合、これらも実施料支払の対象とする。</p>

(注) 当該開発品に関わる特許は、当社取締役最高科学責任者兼開発研究所長 日高弘義から当社が無償で譲り受けております。なお、本開発品は日高弘義と大塚製薬株式会社との間の共同研究によるものであり、大塚製薬株式会社が負担した本開発品にかかる諸費用の清算金として、パイプラインの開発の進捗等に応じた金額を当社が支払う旨、平成13年2月22日付で当社と大塚製薬株式会社との間で合意しております。具体的には、当社が抗血小板剤に関する特許を譲渡する場合、若しくは本開発品にかかる薬剤が上市した場合、これらから得られる契約金等(契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ)に一定の料率を乗じた金額を研究開発費の清算金として大塚製薬株式会社に当社が支払うこととなっております。但し、支払額の上限は5億円になります。

緑内障治療剤(K-115)

契約書名	H-4 開発及び実施契約書
契約先	興和株式会社
契約締結日	平成14年9月11日
契約期間	契約締結日から実施料の支払が満了する日まで
主な契約内容	<p>当社は、興和株式会社に全世界における緑内障治療剤の開発、製造、使用及び販売の再実施許諾権付き独占的实施権を許諾する。</p> <p>当社は、実施権の対価として、契約一時金、マイルストーンを受領する。</p> <p>製品の上市後、興和株式会社は、当社に対し純売上高の一定料率をロイヤリティとして支払う。</p> <p>第三者へライセンスを実施した場合に、興和株式会社は、当社に対しライセンシーから受領する一時金、実施料の一定料率を支払う。</p> <p>本件の契約期間については、契約締結日から実施料の支払が満了する日までとする。</p> <p>新効能、新剤形及び本開発品を含む配合剤として医薬品が販売された場合、これらも実施料支払の対象とする。</p>

抗癌剤(HMN-214)

契約書名	合意書
契約先	日本新薬株式会社
契約締結日	平成13年3月29日
契約期間	契約締結日から本特許権の満了する日まで
主な契約内容	<p>当社は、日本新薬株式会社に全世界における抗癌剤の開発、製造、使用及び販売の再実施許諾権付き独占的实施権を許諾する。当社は、実施権の対価として、契約一時金、マイルストーン、一定料率のロイヤリティを受領する。</p>

(2) 大学との共同研究

契約書名	産学官連携講座共同研究契約書
契約先	国立大学法人三重大学
契約締結日	平成21年12月25日
契約期間	平成22年1月1日から平成24年12月31日
主な契約内容	当社は国立大学法人三重大学と教育研究活動の活性化、当社の研究開発業務の支援を目的として、産学官連携講座「臨床創薬研究学講座」を設置する。当該講座における共同研究により得られる知的財産権の帰属は、本契約に従い、当社、国立大学法人三重大学の各研究者が単独で発明したものはそれぞれの単独所有となり、両者共同で発明したものは協議の上貢献度を踏まえて両者間の共有となる。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動はプロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の開発を行っております。基礎研究領域に特化し、新規開発品の創製に経営資源を集中させるほか、それを支える研究開発体制の整備に努めております。

当事業年度における研究開発費は194百万円となっており、以下に記載の通り研究開発活動を実施いたしました。

(1) 研究開発の特徴について

プロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の開発

当社はプロテインキナーゼを中心とした阻害剤の研究開発を進めております。

プロテインキナーゼは、細胞の分化、増殖等の細胞内情報伝達機能を担っている重要な酵素であるとされており、そのプロテインキナーゼに対し、阻害剤を投与して細胞の機能をコントロールする開発手法を用いた阻害剤開発を進めることにより、有効な新薬候補化合物が見つかる可能性が高いと考えております。

当社は独自に開発した化合物ライブラリーを保有しており、これらの開発過程で蓄積したデータやノウハウを活用して、新薬候補化合物を合成し、スクリーニングするとともに、対象疾患におけるプロテインキナーゼの生理的役割の解明を行っております。

当社独自の標的タンパク質同定方法であるドラッグ・ウエスタン法の活用

当社は、ドラッグ・ウエスタン法という独自に開発した方法を使って、新薬候補化合物の標的タンパク質を同定しております。生物学の分野では、標的タンパク質を同定するために様々な方法が利用されてきましたが、当社は、それらを踏まえて医薬品開発への応用を図り、ドラッグ・ウエスタン法を完成させました。

この方法の活用により、他の手法を活用した際に困難である新薬候補化合物の標的タンパク質の特定が容易になるほか、一回のスクリーニングで多数の標的タンパク質を同定することが可能です。既存の方法に対して、生物材料や化合物の消費量が少ないこと、スクリーニングの操作が単純であり短時間で完了すること等の長所を持ちます。

既にこのドラッグ・ウエスタン法を用いて、当社のパイプラインの抗癌剤「HMN-214」の標的タンパク質が同定され、抗血小板剤「K-134」についても標的タンパク質が同定されました。

細胞内情報伝達研究に由来する分子薬理学に関する経験及びノウハウの活用

当社取締役最高科学責任者兼開発研究所長 日高弘義は、長年にわたって細胞内情報伝達の研究活動及び創薬活動に従事してきており、その研究・創薬活動の中で、これまでに製薬会社と共同で二つの医薬品の誕生に貢献しております。当社は設立以来、日高弘義のこうした活動において獲得した経験とノウハウを基盤に、研究開発活動を行っております。

当社の新薬の開発は、この分子薬理学に関する経験及びノウハウを駆使し、新薬候補化合物を設計し、合成することによって開始されております。ここで合成された新薬候補化合物の薬理的傾向は、過去の分子薬理学に関する経験及びノウハウからある程度予測することが可能であるため、その予測を基に効率的な研究開発が可能になると考えております。

(2) 当社研究開発体制について

当社は、効率的な研究開発を可能とするための社内体制と社外提携関係による研究開発協力体制を構築しております。

社内研究開発体制

当社の研究開発体制は、開発研究所(生物科学、合成化学及び開発企画管理の各グループによって構成)において新薬候補化合物探索活動等を行うほか、R & D企画部において、製薬会社等との情報交換及びライセンスアウトに関する業務、事業開発及び臨床開発に関する業務を行っております。

社外提携関係

当社は、各分野を専門領域に持つ研究者で構成される当社科学顧問のメンバーや国立大学法人三重大学との産学官連携講座による共同研究等の提携関係を構築し、それによって固定費の増加を回避しつつ、技術の取り込みを図っております。また、基礎研究における原薬の製造や毒性試験等の実施においても、業務受託企業を積極的に活用しております。

(3) 研究開発活動について

新規開発品につきましては、新規緑内障治療剤につき作用メカニズムの解明を進める一方、ライセンスアウトに向けた活動を進めました。また、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、リード化合物の選定に向けた研究開発活動を実施いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により抗血小板剤「K-134」の国内後期第 相臨床試験に向けた準備が進められました。緑内障治療剤「K-115」につきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により国内第 相臨床試験が開始されております。

なお当社は、既にライセンスアウトされている開発品に対し、ライセンスアウト先の製薬会社との協力の中、順調な臨床試験の推進を支援し、当該開発品の早期上市を図るべく取り組んでおりますが、抗血小板剤「K-134」、緑内障治療剤「K-115」、抗癌剤「HMN-214」の臨床開発にかかる研究開発費は、ライセンスアウト先の資金により賄われており、当社において研究開発費負担は発生しておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。なお、下記に記載の項目のうち、将来に関する事項は、入手可能な情報及び将来の業績に与える不確定要素についての仮定をもとに、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

資産

当事業年度末における総資産は、前事業年度末から325百万円減少し、665百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が前事業年度末に比べ322百万円減少したこと等によるものです。

なお、総資産に占める流動資産の比率は当事業年度末97.4%、前事業年度末97.8%です。

負債、純資産

負債は、前事業年度末から2百万円増加し、26百万円となりました。主な要因は未払金が3百万円増加したこと等によるものです。

純資産は、前事業年度末から327百万円減少し、639百万円となりました。主な要因は当期純損失の計上により、利益剰余金が354百万円減少したこと等によるものです。

なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

また、負債純資産合計に占める純資産の比率は当事業年度末96.1%、前事業年度末97.6%です。

(2) 経営成績の分析

売上高、売上原価

売上高は「K-115」の国内第 相臨床試験が開始されたことにより、マイルストーン収入20百万円を計上いたしました。

売上原価はありません。

販売費及び一般管理費、営業損失

(イ) 研究開発費

研究開発費は外注費の減少等により、194百万円（前期比6.5%減）となりました。

研究開発活動では、新規緑内障治療剤について作用メカニズムの解明に向けた各種試験等を進めたほか、ライセンスアウトに向けた活動を行いました。シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおいてもリード化合物の選定に向けた研究開発活動を実施いたしました。

なお、当社のパイプラインである「K-134」、「K-115」、「HMN-214」の研究開発費は、ライセンスアウト先の資金により賄われており、当社において研究開発費負担は発生しておりません。

(ロ) その他販売費及び一般管理費

その他販売費及び一般管理費は人件費の減少があったほか、経費削減に努めたこと等により、176百万円（前期比12.6%減）となりました。

これらにより、営業損失は351百万円（前期営業損失409百万円）となりました。

経常損失、当期純損失

営業外費用に新株予約権発行費3百万円を計上したこと等の結果、経常損失は353百万円（前期経常損失407百万円）、当期純損失は354百万円（前期純損失418百万円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ77百万円増加し、340百万円となりました。

なお、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は343百万円（前期比62百万円減）となりました。これは主に税引前当期純損失353百万円があった一方、減価償却費5百万円、新株予約権発行費3百万円があったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は398百万円（前期は3百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出800百万円があった一方、定期預金の払戻による収入1,200百万円があったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は22百万円（前期は0.09百万円の収入）となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入24百万円があったこと等によるものです。

(4) 経営者の課題認識と今後の方針について

当社は研究開発型の創薬バイオベンチャー企業であり、ライセンスアウト済パイプラインが上市し、ロイヤリティ収入等の安定的な収入を確保できる体制となるまでは、新規開発プロジェクトの研究開発費用等が先行して計上されることとなります。そのため、売上高について大きく変動し、継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上する状態にあります。当社といたしましては、当該状況を解消すべく、以下のような事業活動を行ってまいります。

既にライセンスアウトが完了している抗血小板剤「K-134」、緑内障治療剤「K-115」については、ライセンスアウト先である興和株式会社による臨床試験が進展しており、後期開発段階に入りました。当社は興和株式会社との協力体制の下、順調な臨床開発を支援し、早期の上市に向けた活動を行っております。

また当社は、新規開発プロジェクトとして新規緑内障治療剤とシグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつき、研究開発を推進しており、新規緑内障治療剤については、製薬会社等へライセンス交渉を進めてまいりました。この活動を通じて、パイプラインの拡充に向けた活動を今後も図ってまいります。

当社はパイプラインの拡充、ライセンスアウトの実施、ライセンスアウトが完了した開発品の上市に向けた臨床開発支援活動が、企業価値向上のための重要な要素と考えており、今後もこれら諸活動を含めた研究開発活動に経営資源を投下する方針です。

なお、これにより、安定的に利益を確保できるようになるのは、開発中の医薬候補品が臨床開発を完了し、上市達成を契機とする医薬品販売によるロイヤリティ収入が計上され、当該収入規模が研究開発費を中心とする諸費用を超過する時期と当社は見込んでおります。

これらの事業活動による改善策と並行して、財務体質を強化するため、必要に応じて資金調達の機動的な実施を検討し、資金需要に備えてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は1,313千円であり、この内訳は主に開発研究所の研究開発用工具器具備品等の拡充によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次の通りであります。

平成23年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (名古屋市中区)	本社業務	2,524	1,199	284	4,008	6
開発研究所 (三重県津市)	研究用施設	339	3,828		4,168	12

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 本社は賃借しており、当事業年度の賃借料は9,228千円であります。
3 従業員数は、就業人員であります。
4 開発研究所は国立大学法人三重大学医学部内に設置しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,442,000
計	48,442,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,498,900	17,498,900	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は 100株であります。
計	17,498,900	17,498,900		

- (注) 1 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2 提出日現在の発行数には、平成24年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権 (平成17年8月31日決議)		
	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	665個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	332,500株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2円(注2、3)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2円 資本組入額 1円 (注2、3)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成17年8月31日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,970個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数及び権利行使済の個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{処分株式数} \text{ 又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

第2回新株予約権 (平成18年3月28日決議)		
	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	225個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	112,500株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	250円(注2、3)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円 (注2、3)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の役員および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,000個であり、平成18年4月19日開催の取締役会において上記条件の新株予約権325個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分株式数} \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第3回新株予約権 (平成18年11月10日決議)		
	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	2,500個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は5,000個であり、平成18年11月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権2,650個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第4回新株予約権 (平成18年11月10日決議)		
	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	1,250個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注1、2)	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注1、2)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権発行時において当社の監査役であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第5回新株予約権 (平成20年3月27日決議)		
	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	1,050個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	105,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年3月29日 至平成30年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のおいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成20年3月27日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,150個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第6回新株予約権 (平成23年9月15日決議)		
	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数	282個(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,820,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年10月3日 至平成25年10月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138.6297円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社発行済株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成23年9月15日)時点における当社発行済株式総数(17,318,900株)の10%(1,731,890株)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の割当先	第三者割当の方法により発行した新株予約権の総数をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てた。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 平成23年9月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利行使済の個数を減じております。

2 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（グロース）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年12月27日 (注) 1	2,630	117,980	105,200	478,950	105,200	468,950
平成20年1月10日 (注) 2	625	118,605	25,000	503,950	25,000	493,950
平成20年4月15日 (注) 3	2,500	121,105	100,000	603,950	100,000	593,950
平成20年7月15日 (注) 4	11,989,395	12,110,500		603,950		593,950
平成21年7月24日 (注) 5	1,600,000	13,710,500	200,000	803,950	200,000	793,950
平成21年10月22日 (注) 6	3,000,000	16,710,500	400,200	1,204,150	400,200	1,194,150
平成21年11月24日 (注) 7	563,400	17,273,900	75,157	1,279,307	75,157	1,269,307
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 (注) 8	45,000	17,318,900	45	1,279,352	45	1,269,352
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 (注) 8	180,000	17,498,900	12,476	1,291,829	12,476	1,281,829

(注) 1 1株当たり発行価格80,000円、資本組入額40,000円での有償第三者割当増資であります。割当先は下記の通りとなっております。

名称
がんばれ東海第1号投資事業有限責任組合
GVC4号リミテッドパートナーシップ
TTI中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合
名古屋中小企業投資育成株式会社
名古屋投資育成第2号投資事業有限責任組合

2 1株当たり発行価格80,000円、資本組入額40,000円での有償第三者割当増資であります。割当先は下記の通りとなっております。

名称
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合

3 1株当たり発行価格80,000円、資本組入額40,000円での有償第三者割当増資であります。割当先は下記の通りとなっております。

名称
SBIライフサイエンス・テクノロジー投資事業有限責任組合
SBIライフサイエンス・テクノロジー2号投資事業有限責任組合

4 株式1株につき100株の株式分割を行っております。

- 5 1株当たり発行価格250円、資本組入額125円での有償第三者割当増資であります。割当先は下記の通りとなっております。

名称
SBIライフサイエンス・テクノロジー投資事業有限責任組合
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合
SBIライフサイエンス・テクノロジー2号投資事業有限責任組合
安田企業投資4号投資事業有限責任組合
みえ新産業創造第2号投資事業有限責任組合
がんばれ東海第1号投資事業有限責任組合
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合
GVC4号リミテッドパートナーシップ
河合昭好

- 6 株式公開に伴う有償一般募集(ブックビルディング方式)であります。

発行価格 290円
 引受価額 266円80銭
 資本組入額 133円40銭
 払込金総額 800,400千円

- 7 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)であります。

発行価格 290円
 資本組入額 133円40銭
 割当先 野村證券株式会社

- 8 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	19	25	10	4	3,266	3,327	
所有株式数 (単元)		3,957	9,970	5,522	6,603	96	148,832	174,980	900
所有株式数 の割合(%)		2.26	5.70	3.16	3.78	0.05	85.06	100.0	

(7) 【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日高 弘義	愛知県名古屋市千種区	3,310,000	18.91
若狭 壮行 (注1)	神奈川県横浜市都筑区	1,800,000	10.28
日高 有一 (注2)	愛知県名古屋市千種区	1,400,000	8.00
日高 邦江	愛知県名古屋市千種区	1,400,000	8.00
ジーブイシーヨンゴウリミテッドパート ナーシップ 常任代理人 グローバルベンチャーキャピタル株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル6階	562,500	3.21
日高 万由子	兵庫県西宮市	500,000	2.85
マイルストーン・キャピタル・マネジメン ト株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号 赤坂ツインタワー東館1F	466,100	2.66
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 株式会社ジャフコ内	459,900	2.62
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番	389,100	2.22
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	366,700	2.09
計		10,654,300	60.88

- (注) 1 株主若狭壮行は、平成20年12月23日に逝去いたしました。相続に伴う名義書換が終了していないため、株主名簿の通り記載しております。
- 2 前事業年度末現在において主要株主であった日高有一は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
- 3 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,498,000	174,980	
単元未満株式	普通株式 900		
発行済株式総数	17,498,900		
総株主の議決権		174,980	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して、新株予約権を発行することを下記株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次の通りであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、従業員及び社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議されたもの

決議年月日	平成17年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名 従業員3名 社外協力者26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年12月31日現在におきましては、付与対象者は権利行使により3名及び退職等により12名の計15名減少しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議されたもの

決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名 監査役2名 従業員5名 社外協力者4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職により4名減少しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを決議されたもの

決議年月日	平成18年11月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名 監査役1名 従業員1名 社外協力者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを決議されたもの

決議年月日	平成20年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名 従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成23年12月31日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は創業以来配当を実施しておらず、また、当事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。当面は内部留保に努め、研究開発活動の継続的实施に備えることを優先していく方針ですが、株主への利益還元を重要な経営課題として、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合には、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
最高(円)			483	314	308
最低(円)			202	109	59

(注) 1 当社株式は、平成21年10月23日をもってジャスダック証券取引所N E Oに株式上場いたしましたので、それ以前の株価について、該当事項はありません。

2 最高、最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所N E Oにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所J A S D A Q (グロース)におけるものであります。それ以前は、ジャスダック証券取引所N E Oにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	197	262	180	149	153	153
最低(円)	147	150	107	110	105	111

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所J A S D A Q (グロース)における株価であります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		日 高 有 一	昭和48年 8月24日	平成 8年 4月 平成18年 7月 平成18年 7月 平成19年 4月 平成20年12月	(株)三和銀行 (現 (株)三菱東京UFJ銀行) 入行 当社 総務管理部長 当社 取締役総務管理部長 当社 常務取締役総務管理部長 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,400,000
取締役	最高科学責任 者兼開発研究 所長	日 高 弘 義	昭和13年 1月18日	昭和51年 4月 昭和53年 4月 昭和62年 8月 平成10年 7月 平成11年 2月 平成16年11月 平成21年 3月 平成21年11月 平成22年 6月 平成23年 3月	京都大学医学部 助教授 三重大学医学部 教授 名古屋大学医学部 教授 米国デューク大学 客員教授 当社設立 代表取締役 当社 取締役開発研究所長 当社 開発研究所長 国立大学法人三重大学 学長アドバイザー(現任) 当社 最高科学責任者兼 開発研究所長 当社 取締役最高科学責任者兼 開発研究所長(現任)	(注) 3	3,310,000
取締役	総務管理 部長	上 窪 彩 子	昭和43年12月17日	平成 3年 4月 平成 4年 5月 平成 5年 2月 平成16年 2月 平成18年11月 平成20年 3月 平成23年 9月 平成24年 3月	愛知県立半田商業高等学校国語科 講師 (株)明倫ゼミナール国語科 講師 文部省大臣官房文教施設部名古屋 工事事務所 臨時職員 (株)ホームズパレット 入社 (株)ティア 入社 当社 入社 当社 総務管理部 副部長 当社 取締役総務管理部長(現任)	(注) 3	
取締役		西 川 政 勝	昭和27年10月 5日	昭和56年 9月 昭和60年 5月 平成15年11月 平成16年 2月 平成18年 6月 平成18年11月 平成19年 1月	米国留学、米国立予防衛生研究所 (NIH)訪問研究員 三重大学医学部附属病院第二内科 講師 NPOみえ治験医療ネット 常務理事 (現任) 三重大学医学部附属病院血液内科 講師 国立大学法人三重大学医学部附属 病院 臨床研究開発センター センター長(現任) 当社 取締役(現任) 国立大学法人三重大学医学部 臨床創薬研究学講座 教授(現任)	(注) 3	
取締役		山 川 善 之	昭和37年 8月21日	昭和61年 4月 平成 7年 9月 平成13年 9月 平成15年10月 平成16年10月 平成18年12月 平成19年 6月 平成22年 3月	日本生命保険相互会社 入社 イノテック(株) 企画室長 (株)そーせい (現 そーせいグループ(株)) 経営企画部長 同社 取締役副社長CFO 同社 代表取締役副社長CFO 響きパートナーズ(株) 設立 代表取締役社長(現任) (株)ユナイテッドアローズ 監査役 (現任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		脇野 常	昭和23年11月27日	昭和42年4月 昭和46年4月 平成8年2月 平成13年12月 平成16年2月 平成21年1月 平成23年3月	(株)東海銀行 (現 (株)三菱東京UFJ銀行) 入行 同行 事務管理部電子計算課 同行 システム開発部 システム監査室 (株)ユーフィット 入社 KPMGビジネスアシュアランス(株) 入社 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 当社 監査役(現任)	(注) 4	
監査役		岸澤 修	昭和19年3月28日	昭和46年9月 昭和55年7月 昭和63年7月 平成21年7月 平成22年3月	監査法人丸の内会計事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 同監査法人 社員 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 公認会計士岸澤修事務所 代表 (現任) 当社 監査役(現任)	(注) 5	
監査役		会田 隆雄	昭和18年12月18日	昭和42年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成14年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成24年3月	日本ビクター(株)(現 (株)JVCケン ウッド) 入社 同社 取締役 同社 代表取締役常務 同社 常勤監査役 同社 顧問 (株)アクアキャスト 監査役(現任) 当社 監査役(現任)	(注) 4	
計							4,710,000

- (注) 1 取締役最高科学責任者兼開発研究所長日高弘義は、代表取締役社長日高有一の実父であります。
- 2 監査役脇野常及び岸澤修並びに会田隆雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成24年3月29日開催の定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成24年3月29日開催の定時株主総会終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 平成22年3月25日開催の定時株主総会終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を最大化し、株主をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるため、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めております。

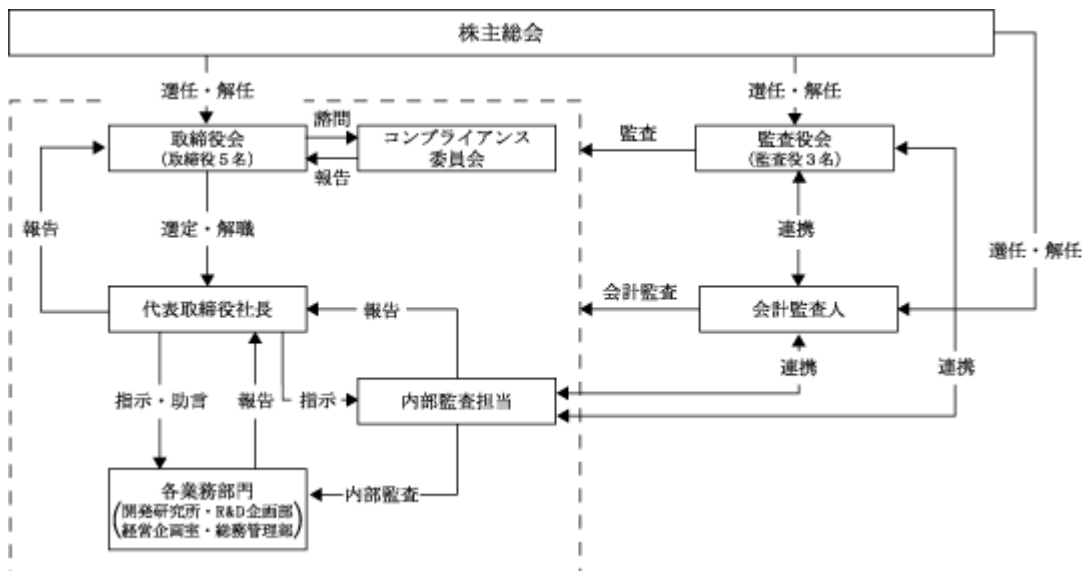
今後とも、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、一層の経営の透明性向上を目指す所存であります。また、役員及び従業員のコンプライアンスの周知徹底についても、重要施策として取り組んでおります。

なお、本項の記載内容は、時期等の記載がある場合を除き、本書提出日現在の状況に基づいております。

コーポレート・ガバナンスの体制

(イ) コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名(全員が社外監査役)で構成されております。取締役会は取締役5名で構成され、業務執行状況の監督を行っております。コーポレート・ガバナンスの体制の概要は次の通りです。



(ロ) コーポレート・ガバナンスの体制を採用する理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名全員を社外監査役とし、監査役監査の実施により、取締役の業務執行について適正かつ厳正な監査を行える体制としており、経営監視機能の客観性及び中立性についても確保されていると判断しております。

また、取締役のうち2名を業務から独立した業務執行を行わない取締役とし、業務執行状況の監督を行っており、経営監視機能を備えることで、経営の透明性と客観性の確保に努めております。

(八) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、内部牽制機能が適切に働き、経営及び業務の適正性を確保するために、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等の諸規程を整備するほか、内部監査担当者による内部監査を実施する体制を構築しております。

(二) リスク管理体制の整備の状況

事業活動上の重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。また、当社では外部の法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

当社は、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。本委員会は代表取締役社長を委員長とし常勤取締役、及び顧問弁護士により構成されており、社内諸規程及び各種法令等に基づく適切な経営を実現するため、社内外の問題について検討、諮問を行っております。

また、当社では従業員からの法令違反等に関する通報を適切に処理するための通報窓口を設置し不正行為等の早期発見と是正を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に向けた体制を構築しております。

内部監査及び監査役監査

経営企画室内部監査担当者（1名）は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び每期策定する内部監査計画等に基づき監査を実施しております。また、内部監査担当者が所属する経営企画室については、代表取締役社長が経営企画室以外の部門から内部監査担当者を随時任命し監査を実施しており、相互に牽制する体制をとっております。

また各部門の監査結果及び改善点については、内部監査担当者より代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

監査役監査につきましては、各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会その他重要会議へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

内部監査担当者及び監査役、並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

特に内部監査担当者及び常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名全員を社外監査役とし、監査役監査の実施により、取締役の業務執行について適正かつ厳正な監査を行える体制としており、経営監視機能の客観性及び中立性についても確保されていると判断しております。

また、取締役のうち2名を業務から独立した業務執行を行わない取締役とし、業務執行状況の監督を行っており、経営監視機能を備えることで、経営の透明性と客観性の確保に努めております。

監査役会は監査役3名で構成されております。

社外監査役脇野 常氏は監査法人、大手金融機関での業務経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役岸澤 修氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、岸澤 修氏は大阪証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。

社外監査役会田隆雄氏は経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験、及び他社での監査役としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(イ) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役と当社間に利害関係はありません。

(ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく当社定款第36条の定めにより、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

役員報酬等

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	50,700	50,700				7
監査役 (社外監査役を除く。)	2,400	2,400				1
社外役員	11,850	11,850				3

(ロ) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
重要なものはありません。

(ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議いただいている報酬限度額内において、取締役の報酬は取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。なお、株主総会で決議いただいている報酬限度額は次のとおりであります。

取締役：年額200百万円（平成17年10月14日開催の臨時株主総会の決議）

監査役：年額 30百万円（平成20年 3月27日開催の定時株主総会の決議）

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員	中浜 明光	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員・業務執行社員	西原 浩文	

(注) 継続監査年数は、全員が7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 8名

当社定款の定めについて

(イ) 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(ハ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ニ) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
8,400		8,400	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査人員数、監査日程等を勘案したうえで、決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び当事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会への参加を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	942,692	620,244
有価証券	20,020	20,032
原材料及び貯蔵品	624	1,201
前払費用	4,149	4,458
未収消費税等	1,855	-
その他	46	2,166
流動資産合計	969,388	648,104
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,112	6,112
減価償却累計額	2,635	3,248
建物(純額)	3,476	2,864
工具、器具及び備品	52,599	53,912
減価償却累計額	44,326	48,884
工具、器具及び備品(純額)	8,272	5,027
有形固定資産合計	11,749	7,891
無形固定資産		
ソフトウェア	463	284
その他	72	72
無形固定資産合計	536	357
投資その他の資産		
差入保証金	-	9,149
その他	9,212	-
投資その他の資産合計	9,212	9,149
固定資産合計	21,497	17,398
資産合計	990,886	665,502

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	11,721	14,728
未払費用	5,993	5,028
未払法人税等	3,327	3,653
預り金	2,667	2,852
流動負債合計	23,709	26,263
負債合計	23,709	26,263
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,279,352	1,291,829
資本剰余金		
資本準備金	1,269,352	1,281,829
資本剰余金合計	1,269,352	1,281,829
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,581,528	1,936,194
利益剰余金合計	1,581,528	1,936,194
株主資本合計	967,176	637,463
新株予約権	-	1,775
純資産合計	967,176	639,239
負債純資産合計	990,886	665,502

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高	-	20,000
売上原価	-	-
売上総利益	-	20,000
販売費及び一般管理費		
研究開発費	¹ 207,986	¹ 194,537
その他	² 201,921	² 176,505
販売費及び一般管理費合計	409,908	371,042
営業損失()	409,908	351,042
営業外収益		
受取利息	1,608	944
試薬品収入	372	324
その他	104	109
営業外収益合計	2,084	1,377
営業外費用		
為替差損	57	-
新株予約権発行費	-	3,933
その他	-	90
営業外費用合計	57	4,023
経常損失()	407,881	353,688
特別損失		
前期損益修正損	³ 9,578	-
特別損失合計	9,578	-
税引前当期純損失()	417,460	353,688
法人税、住民税及び事業税	936	977
法人税等合計	936	977
当期純損失()	418,396	354,665

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,279,307	1,279,352
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	45	12,476
当期変動額合計	45	12,476
当期末残高	1,279,352	1,291,829
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,269,307	1,269,352
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	45	12,476
当期変動額合計	45	12,476
当期末残高	1,269,352	1,281,829
資本剰余金合計		
前期末残高	1,269,307	1,269,352
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	45	12,476
当期変動額合計	45	12,476
当期末残高	1,269,352	1,281,829
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,163,132	1,581,528
当期変動額		
当期純損失（ ）	418,396	354,665
当期変動額合計	418,396	354,665
当期末残高	1,581,528	1,936,194
利益剰余金合計		
前期末残高	1,163,132	1,581,528
当期変動額		
当期純損失（ ）	418,396	354,665
当期変動額合計	418,396	354,665
当期末残高	1,581,528	1,936,194
株主資本合計		
前期末残高	1,385,482	967,176
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	90	24,953
当期純損失（ ）	418,396	354,665
当期変動額合計	418,306	329,712
当期末残高	967,176	637,463

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,775
当期変動額合計	-	1,775
当期末残高	-	1,775
純資産合計		
前期末残高	1,385,482	967,176
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	90	24,953
当期純損失（ ）	418,396	354,665
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,775
当期変動額合計	418,306	327,936
当期末残高	967,176	639,239

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	417,460	353,688
減価償却費	7,781	5,349
受取利息	1,608	944
為替差損益(は益)	57	20
新株予約権発行費	-	3,933
たな卸資産の増減額(は増加)	10	577
前払費用の増減額(は増加)	575	309
未収消費税等の増減額(は増加)	6,453	121
未払金の増減額(は減少)	1,156	3,007
その他	1,384	473
小計	406,751	343,561
利息の受取額	1,671	987
法人税等の支払額	1,363	1,133
営業活動によるキャッシュ・フロー	406,442	343,707
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,871	1,313
定期預金の預入による支出	700,000	800,000
定期預金の払戻による収入	700,000	1,200,000
差入保証金の差入による支出	320	558
差入保証金の回収による収入	595	367
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,596	398,496
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	90	24,840
新株予約権発行による支出	-	2,044
財務活動によるキャッシュ・フロー	90	22,795
現金及び現金同等物に係る換算差額	57	20
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	410,006	77,564
現金及び現金同等物の期首残高	672,719	262,712
現金及び現金同等物の期末残高	262,712	340,276

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。</p>	<p>貯蔵品 同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～15年 工具、器具及び備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法		<p>新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「差入保証金」(当期末残高9,212千円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1 前事業年度まで区分掲記しておりました「未収消費税等」(当期末残高1,734千円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2 前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「差入保証金」は9,212千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「為替差損」(当期末残高20千円)は、営業外費用の100分の10以下であるため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
<p>当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計75,693千円(平成23年度37,739千円、平成24年度37,954千円)であります。</p>	<p>当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、37,954千円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																																				
<p>1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>90,315千円</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>35,741千円</td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>16,715千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>13,395千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>5,513千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に属する費用の割合は100%であります。 主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>66,420千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>48,809千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>34,372千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>2,267千円</td> </tr> </table> <p>3 前期損益修正損は過年度消費税修正によるものであります。</p>	給与手当	90,315千円	共同研究費	35,741千円	外注費	16,715千円	消耗品費	13,395千円	減価償却費	5,513千円	役員報酬	66,420千円	給与手当	48,809千円	支払手数料	34,372千円	減価償却費	2,267千円	<p>1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>85,414千円</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>35,942千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>15,363千円</td> </tr> <tr> <td>特許管理費</td> <td>9,373千円</td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>6,557千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に属する費用の割合は100%であります。 主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>64,950千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>37,204千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>32,112千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,506千円</td> </tr> </table>	給与手当	85,414千円	共同研究費	35,942千円	消耗品費	15,363千円	特許管理費	9,373千円	外注費	6,557千円	役員報酬	64,950千円	給与手当	37,204千円	支払手数料	32,112千円	減価償却費	1,506千円
給与手当	90,315千円																																				
共同研究費	35,741千円																																				
外注費	16,715千円																																				
消耗品費	13,395千円																																				
減価償却費	5,513千円																																				
役員報酬	66,420千円																																				
給与手当	48,809千円																																				
支払手数料	34,372千円																																				
減価償却費	2,267千円																																				
給与手当	85,414千円																																				
共同研究費	35,942千円																																				
消耗品費	15,363千円																																				
特許管理費	9,373千円																																				
外注費	6,557千円																																				
役員報酬	64,950千円																																				
給与手当	37,204千円																																				
支払手数料	32,112千円																																				
減価償却費	1,506千円																																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	17,273,900	45,000		17,318,900
合計	17,273,900	45,000		17,318,900
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

平成22年 5月 6日付 新株予約権の行使による増加	15,000株
平成22年 5月25日付 新株予約権の行使による増加	15,000株
平成22年 7月13日付 新株予約権の行使による増加	15,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	17,318,900	180,000		17,498,900
合計	17,318,900	180,000		17,498,900
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

平成23年11月1日付 新株予約権の行使による増加	40,000株
平成23年12月1日付 新株予約権の行使による増加	70,000株
平成23年12月2日付 新株予約権の行使による増加	70,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第6回新株予約権 (注) 1、2	普通株式		3,000,000	180,000	2,820,000	1,775
合計				3,000,000	180,000	2,820,000	1,775

(注) 1. 第6回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第6回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在)
現金及び預金 942,692千円	現金及び預金 620,244千円
有価証券 20,020千円	有価証券 20,032千円
計 962,712千円	計 640,276千円
預入期間3ヶ月超の定期預金 700,000千円	預入期間3ヶ月超の定期預金 300,000千円
現金及び現金同等物 262,712千円	現金及び現金同等物 340,276千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な資金以外の一時的な余資を流動性及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

有価証券は「資金運用管理規程」に基づき、安全性が高く換金が容易な投資信託での運用を原則としておりますので、信用リスクは僅少であります。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクは僅少であります。各部門からの報告に基づき、管理部門が月次に資金繰状況を管理するとともに、日次で資金の残高を確認するなどの方法により、手許流動性を一定水準以上維持することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	942,692	942,692	
有価証券	20,020	20,020	
資産計	962,712	962,712	
未払金	11,721	11,721	
未払法人税等	3,327	3,327	
負債計	15,049	15,049	

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらは、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

未払金、未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な資金以外の一時的な余資を流動性及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2)金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

有価証券は「資金運用管理規程」に基づき、安全性が高く換金が容易な投資信託での運用を原則としておりますので、信用リスクは僅少であります。

差入保証金は、主に本社の賃貸借契約に係る敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクは僅少であります。各部門からの報告に基づき、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、日次で資金の残高を確認するなどの方法により、手許流動性を一定水準以上維持することにより管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	620,244	620,244	
有価証券	20,032	20,032	
差入保証金	9,149	8,464	684
資産計	649,426	648,741	684
未払金	14,728	14,728	
未払法人税等	3,653	3,653	
負債計	18,382	18,382	

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約期間等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定する方法によっております。

負 債

未払金、 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)その他	20,020	20,020	
	小計	20,020	20,020	
合計		20,020	20,020	

当事業年度(平成23年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)その他	20,032	20,032	
	小計	20,032	20,032	
合計		20,032	20,032	

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 平成17年8月ストック・オプション	第2回 平成18年4月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 26名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名 社外協力者 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 985,000株	普通株式 162,500株
付与日	平成17年8月31日	平成18年4月19日
権利確定条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の役員および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成27年8月31日	自 平成19年9月1日 至 平成27年8月31日

	第3回 平成18年11月ストック・オプション	第4回 平成18年11月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名	当社監査役 1名 社外協力者 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 265,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成18年11月28日	平成18年11月28日
権利確定条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>	<p>本新株予約権発行時において当社の監査役であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年11月29日 至 平成28年11月9日	自 平成18年11月29日 至 平成28年11月9日

第5回 平成20年3月ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 115,000株
付与日	平成20年3月28日
権利確定条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年3月29日 至 平成30年3月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。また平成18年10月12日に1株を5株に、平成20年7月15日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記株式数は全て株式分割後で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年8月 ストック・ オプション	平成18年4月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成20年3月 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前事業年度末	245,000	37,500		125,000	115,000
付与					
失効					
権利確定	245,000	37,500		125,000	115,000
未確定残					
権利確定後(株)					
前事業年度末	132,500	75,000	265,000		
権利確定	245,000	37,500		125,000	115,000
権利行使	45,000				
失効					10,000
未行使残	332,500	112,500	265,000	125,000	105,000

(注) 株式数に換算して記載しております。また、平成18年10月12日に1株を5株に、平成20年7月15日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記株式数は全て株式分割後で記載しております。

単価情報

	平成17年8月 ストック・ オプション	平成18年4月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成20年3月 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	2	250	800	800	800
行使時平均株価(円)	194.46				
付与日における 公正な評価単価(円)			0	0	0

(注) 平成18年10月12日に1株を5株に、平成20年7月15日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記権利行使価格は全て株式分割後で記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額は、0円であります。

6. 当事業年度中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 平成17年 8月ストック・オプション	第2回 平成18年 4月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 26名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名 社外協力者 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 985,000株	普通株式 162,500株
付与日	平成17年 8月31日	平成18年 4月19日
権利確定条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の役員および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年 9月 1日 至 平成27年 8月31日	自 平成19年 9月 1日 至 平成27年 8月31日

	第3回 平成18年11月ストック・オプション	第4回 平成18年11月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名	当社監査役 1名 社外協力者 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 265,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成18年11月28日	平成18年11月28日
権利確定条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>	<p>本新株予約権発行時において当社の監査役であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年11月29日 至 平成28年11月9日	自 平成18年11月29日 至 平成28年11月9日

第5回 平成20年3月ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 115,000株
付与日	平成20年3月28日
権利確定条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年3月29日 至 平成30年3月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。また平成18年10月12日に1株を5株に、平成20年7月15日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記株式数は全て株式分割後で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年8月 ストック・ オプション	平成18年4月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成20年3月 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					
権利確定後(株)					
前事業年度末	332,500	112,500	265,000	125,000	105,000
権利確定					
権利行使					
失効			15,000		
未行使残	332,500	112,500	250,000	125,000	105,000

(注) 株式数に換算して記載しております。また、平成18年10月12日に1株を5株に、平成20年7月15日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記株式数は全て株式分割後で記載しております。

単価情報

	平成17年8月 ストック・ オプション	平成18年4月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成18年11月 ストック・ オプション	平成20年3月 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	2	250	800	800	800
行使時平均株価(円)					
付与日における 公正な評価単価(円)			0	0	0

(注) 平成18年10月12日に1株を5株に、平成20年7月15日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記権利行使価格は全て株式分割後で記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額は、0円であります。

6. 当事業年度中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)																														
<p>1. 繰延税金資産主な発生原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">621,246千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,104千円</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">446千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">622,796千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">622,796千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p> <p>3. 名古屋市市民税減税条例（平成21年12月28日公布）は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに終了する事業年度に限り適用される条例であるため、当事業年度の法定実効税率は、40.1%から40.5%に変更しております。 なお、この変更に伴う影響はありません。</p>	繰越欠損金	621,246千円	未払事業税	1,104千円	一括償却資産	446千円	繰延税金資産小計	622,796千円	評価性引当額	622,796千円	繰延税金資産合計	千円	<p>1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">666,135千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">944千円</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">562千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">667,642千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">667,642千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左</p> <p>3. 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成24年12月31日まで</td> <td style="text-align: right;">40.3%</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日から平成27年12月31日</td> <td style="text-align: right;">37.7%</td> </tr> <tr> <td>平成28年1月1日以降</td> <td style="text-align: right;">35.3%</td> </tr> </table> <p>なお、この税率の変更による当事業年度における財務諸表への影響はありません。</p>	繰越欠損金	666,135千円	未払事業税	944千円	一括償却資産	562千円	繰延税金資産小計	667,642千円	評価性引当額	667,642千円	繰延税金資産合計	千円	平成24年12月31日まで	40.3%	平成25年1月1日から平成27年12月31日	37.7%	平成28年1月1日以降	35.3%
繰越欠損金	621,246千円																														
未払事業税	1,104千円																														
一括償却資産	446千円																														
繰延税金資産小計	622,796千円																														
評価性引当額	622,796千円																														
繰延税金資産合計	千円																														
繰越欠損金	666,135千円																														
未払事業税	944千円																														
一括償却資産	562千円																														
繰延税金資産小計	667,642千円																														
評価性引当額	667,642千円																														
繰延税金資産合計	千円																														
平成24年12月31日まで	40.3%																														
平成25年1月1日から平成27年12月31日	37.7%																														
平成28年1月1日以降	35.3%																														

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、創業事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
興和株式会社	20,000

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	55円85銭	1株当たり純資産額	36円43銭
1株当たり当期純損失金額	24円18銭	1株当たり当期純損失金額	20円46銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
損益計算書上の当期純損失(千円)	418,396	354,665
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	418,396	354,665
普通株式の期中平均株式数(株)	17,299,913	17,337,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 4種類 新株予約権の数5,840個 (940,000株)	新株予約権 5種類 新株予約権の数5,972個 (3,745,000株)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
該当事項はありません。	同左

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	(証券投資信託受益証券)		
		野村キャッシュ・リザーブ・ファンド	10,016	10,016
		三菱UFJキャッシュ・ファンド	10,016	10,016
計			20,032	20,032

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	6,112			6,112	3,248	612	2,864
工具、器具及び備品	52,599	1,313		53,912	48,884	4,558	5,027
有形固定資産計	58,711	1,313		60,024	52,132	5,170	7,891
無形固定資産							
ソフトウェア				912	627	179	284
その他				72			72
無形固定資産計				984	627	179	357
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」欄の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	219,821
定期預金	400,000
外貨預金	422
合計	620,244

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
試薬	1,188
その他	12
合計	1,201

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	第2四半期 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	第3四半期 自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	第4四半期 自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
売上高(千円)			20,000	
税引前四半期純損失 金額(千円)	98,126	85,622	73,254	96,684
四半期純損失金額 (千円)	98,373	85,979	73,504	96,808
1株当たり四半期純 損失金額(円)	5.68	4.96	4.24	5.57

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りです。 http://www.dwti.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
平成23年3月24日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年3月24日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
平成23年5月13日東海財務局長に提出

第14期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
平成23年8月12日東海財務局長に提出

第14期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
平成23年11月11日東海財務局長に提出

(4) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

（第三者割当による新株予約権証券の発行）
平成23年9月15日東海財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類に係る訂正届出書

(4)の有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類に係る訂正届出書
平成23年9月27日東海財務局長に提出

(4)の有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類に係る訂正届出書
平成23年9月28日東海財務局長に提出

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成23年9月27日東海財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月24日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 原 浩 文 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財

務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 原 浩 文 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財

務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。